

平成31年3月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成31年3月26日(火)

午後3時 開 会 午後3時30分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	八 角 憲 男
委 員	安 藤 清

4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	柴 紀充
学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子	学校教育課課長補佐	鈴木 益実
学校教育室長	井上 新治	学校給食センター所長	菅谷浩三郎
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子	市民センター所長	篠塚 信次
公正図書館長	山谷憲一郎	スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹 博充
文化財・ジオパーク室長	小川 正俊	銚子高等学校事務長	高森 良文

5 議題等

議案第6号 銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について

議案第7号 銚子市青少年指導センター設置規則の一部を改正する規則制定について

議案第8号 代決処分の承認を求めることについて(平成30年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申)

議案第9号 代決処分の承認を求めることについて(職員の任免)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時

ただいまより、平成31年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月20日に開催いたしました平成31年2月教育委員会定例会の議事録を事前に

お配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、平成30年度卒業生合格進路先について市立銚子高校事務長より報告させます。

【市立銚子高校事務長】

市立銚子高等学校卒業生の合格進路先一覧についてご報告いたします。

平成30年度卒業生321名のうち17名が就職をしており、304名の生徒が進学となっております。国公立大学の合格者は47名、4年制の私立大学の合格者は540名、短期大学は16名合格しております。また、専修学校には16名が合格しております。銚子高等学校からの報告は以上でございます。

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第6号「銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

今回の改正は、給食を実施しない日に係る規定の整備です。改正内容は、第2条第1項で規定している「給食を実施しない日」を変更することができる旨の規定を新たに加えようとするものです。今年のゴールデンウィークが10連休となり、この間の食材の保管や調達、機器の点検・整備を考慮した結果、安全面を優先し、連休明けの5月7日は給食を実施しないことが妥当であると判断しました。

これにより、5月7日を「給食を実施しない日」の規定に適用させること、今後も同様の状況となった場合にも対応できるよう、規定を整備しようとするものです。改正後は、平成31年度において、第2条第1項第8号に規定する6月1日(いわゆる弁

当の日)を5月7日に振り替えて、給食を実施しない日とします。よって、年間の給食を実施する日数(192日)に、変更はありません。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

弁当の日を振り替えて5月7日にするとのことですが、何年か前まではもっと給食がない日があったと記憶していますが。

【学校給食センター所長】

平成27年度に改正になりまして、それまでは毎月1日が「弁当の日」でしたが、現在は年2回、6月1日と11月1日になっています。

【教育長】

これにつきましては、保護者からの要望もあり減らしましたが、現実的には給食を実施する日数の192日は変わっていません。それについては、学期末等に給食のない日を設定する等、日数の調整をし、名目上の弁当の日は減らしています。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第7号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第7号「銚子市青少年指導センター設置規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。

銚子市青少年指導センターについては、平成31年3月31日をもって、銚子市青少年文化会館が休館し、市民センターに移動することに伴い平成31年4月1日より

所在地を「銚子市前宿町1046番地」から「銚子市小畑新町7756番地」へ改正するものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【八角委員】

市民センターに移ることで市民センターを改造するのでしょうか。それとも、そのまま利用できる部屋があったのですか。

【社会教育課長】

市民センターは会議室が多数あり、そこに移転するため、特段の改造や工事の必要はございません。

【伊藤委員】

青少年指導センターの子どもたちのいる部屋はどうなりますか。

【社会教育課長】

しおさい教室と青少年指導センターは一緒に先生方はそちらにいます。会議室の1つを青少年指導センターの事務室として固定し、市民センターは普段会議室が多数あり埋まることがないため、子どもたちは基本的に隣の広い会議室をメインに使用しています。会議室が埋まってしまった時には、音楽広場やホールを含め自由に使うことになっています。運動をする時などはホール等を使うこともできます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第8号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第8号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

これは4月1日付けの人事発令に伴いまして、「平成30年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申」につきまして、内示から発令日程等が短期間でありまして、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定によりまして、別紙のとおり代決処分をしたため、同条第4項の規定により報告をし、その承認を求めようとするものです。内容については、配付しました議案書のとおりでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

日程第5として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第9号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

これは4月1日付けの人事発令に伴いまして、「教育委員会 職員の任免」につきまして、内示から発令日程等が短期間でありまして、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定によりまして、別紙のとおり代決処分をしたため、同条第4項の規定により報告をし、その承認を求めようとするものです。内容については、配付しました議案書のとおりでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時30分

以上をもちまして、平成31年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成31年4月26日

署名委員 安藤 清

署名委員 伊藤 晴美